

○島根県警察用航空機の運用等に関する訓令

(令和3年3月24日島根県警察訓令第18号)

島根県警察用航空機の運用等に関する訓令（平成5年島根県警察訓令第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号）の規定に基づき、島根県警察における警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用、整備等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、規則及び警察用航空機の運用等に関する細則において使用する用語の例による。

（航空業務計画）

第3条 警備部警備課長（以下「警備課長」という。）は、年度末までに翌年度の航空業務計画を策定し、警察本部長に報告するものとする。

2 警察本部の課長、刑事部科学捜査研究所長、島根県警察交通機動隊長、島根県警察高速道路交通警察隊長、島根県警察機動隊長、島根県警察学校長及び警察署長（第10条において「所属長」という。）は、航空機の出動又は搭乗を要する年度計画があるときは、航空機出動（搭乗）年度計画書（様式第1号）を作成し、毎年2月末までに警備課長に提出するものとする。

（活動の本拠）

第4条 警備部警備課危機管理対策室航空隊（以下「航空隊」という。）の活動の本拠は、出雲空港内に設置する島根県警察航空基地とする。

（運航責任者）

第5条 規則第9条に規定する運航責任者は、航空隊の隊長をもって充てる。ただし、航空隊の隊長が航空従事者以外の者である場合は、警備課長が指定する者とする。

2 運航責任者に事故があるときは、警備課長の指定する者がその職務を代行するものとする。

（安全担当者）

第6条 規則第10条に規定する安全担当者は、警備課長が航空隊の隊員の中から指定するものとする。

（勤務制）

第7条 航空隊の隊員の勤務は、日勤制とし、勤務時間の割振り及び勤務方法は警備課長が別に定める。

（機長の指定）

第8条 運航責任者は、航空機を運航させるときは、その都度、当該航空機を操縦する資格を有する者を機長に指定するものとする。

(安全確認)

第9条 機長は、航空機を出発させるときは、次に掲げる事項について確認しなければならない。

- (1) 航空機の整備状況
- (2) 離陸重量、着陸重量、重心位置及び重量分布
- (3) 燃料及び滑油の搭載量及びその品質
- (4) 積載物の安全性
- (5) その他必要な事項

(出動要請等)

第10条 所属長は、航空機の出動又は航空機に警察職員を搭乗させる必要があると認める場合は、航空機出動要請書（様式第2号）により、警備課長を経由して警察本部長の承認を受けるものとする。ただし、急を要する場合は、電話その他の方法により承認を受け、事後速やかに航空機出動要請書を提出するものとする。

2 航空隊の隊長は、前項の要請を受けて航空機を運航しようとするときは、その旨を当該要請をした所属長に通知するものとする。

(航空機の搭乗手続)

第11条 警備課長は、警察職員以外の者を航空機に搭乗させようとするときは、次に掲げる場合を除き、航空機搭乗申請書（様式第3号）により本部長の承認を受けるものとする。

- (1) 救助された者等が一時的に搭乗する場合
- (2) 整備のため一時的に航空機を管理する者又は航空機等の検査業務を担当する者がその業務に関して搭乗する場合

2 警察本部長は、前項の規定により航空機搭乗申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、航空機搭乗承認書（様式第4号）を交付し、承認するものとする。

3 前項の規定により承認を受けた者は、航空機に搭乗するときは、航空機搭乗承認書を運航責任者又は機長に提示するものとする。

(臨時発着場)

第12条 規則第18条に規定する臨時発着場は、警備課長が別に定めるものとする。

2 管轄区域内に臨時発着場を有する警察署長は、当該臨時発着場の状態を定期的に点検するものとし、利用することができない事由が発生したときは、速やかに警備課長に通報するものとする。

(臨時発着場における安全措置)

第13条 警察署長は、航空機が管轄区域内の臨時発着場を利用するときは、次に掲げる安全措置を講ずるものとする。

- (1) 関係者以外の立入りを禁止すること。
- (2) 風向及び風速を確認するための吹き流し等を設置すること。
- (3) 着陸地点を明示すること。

- (4) 砂じん等の飛散防止対策を講ずること。
- (5) 駐機中の航空機、燃料等の警戒を行うこと。

(援助派遣)

第14条 警察本部長は、他の都道府県公安委員会から航空機の派遣要請があった場合は、島根県公安委員会の承認を受け、航空機を派遣するものとする。

(防護計画)

第15条 警備課長は、島根県警察航空基地における火災その他の事故の防止に努めるとともに、非常の場合における航空基地、航空機等の防護に必要な計画を策定するものとする。

(事故調査)

第16条 警備課長は、航空機事故が発生したときは、当該航空機事故の原因を明らかにするため必要な調査を行うものとする。

- 2 警備課長は、規則第15条第2項に規定する特定事故に関する前項の調査を行ったときは、速やかにその結果を警察本部長に報告しなければならない。

(整備)

第17条 規則第22条に規定する検査は、警備課長が行うものとする。

(簿冊)

第18条 航空隊には、警察用航空機の運用等に関する細則第7条に定める簿冊のほか、航空隊業務日誌（様式第5号）を備え付けるものとする。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日島根県警察訓令第17号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

様式 [略]